

新たな原子力安全規制制度の整備について（案） （発電用原子炉施設に関する制度）

1. 対応すべき事項

- 原子力規制委員会設置法において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という）などが改正され、原子力安全規制の制度が見直された。
- 改正された原子炉等規制法は、原子力規制委員会設置後、10か月以内（一部については1年3か月以内）であって政令で定める日に施行すると定められていることから、それまでに関係する原子力規制委員会規則等の整備や具体的な運用方針を固める必要がある。

2. 検討の進め方

- 担当の原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び専門家から構成する「検討チーム（仮）」において、公開の場での議論により、新たな原子力安全規制制度の施行に必要となる制度の細目について検討。
- 検討の過程において、検討内容への対応の考え方等について、被規制者に対し調査を実施。
- 検討チームで取りまとめた考え方を基に、規則条文案等を作成。
- 適宜、原子力規制委員会に検討状況を報告。

3. 検討のステップ

- 新たな原子力安全規制制度の施行に必要となる制度の細目についての考え方のとりまとめ
- 規則条文案等の作成、パブリックコメント
- 公布・施行（7月）

※原子炉施設の安全性の向上のための評価の届出及び公表制度の施行については来年12月

4. 主な検討事項

<最新知見に基づく規制の実施>

- 設置変更許可事項の一部届出化
 - ・届出の対象となる項目の選定、手続の整備等
- 設置許可申請書における添付文書の本文記載事項への格上げ
 - ・添付書類から本文記載事項に格上げすべき項目の整理等
- 型式認証制度
 - ・型式承認の対象となる設備の選定、手続の整備等

<事業者自らによる安全性向上への取組>

- 設計・工事段階における品質保証の確認
 - ・設計・工事段階における品質管理基準の作成、手続の整備等
- 製造業者等に対する検査
 - ・製造業者に対する立入検査の運用方針の策定等
- 原子炉施設の安全性の向上のための評価の届出及び公表
 - ・シビアアクシデント対策の取りまとめを踏まえた、制度の施行に必要となる制度の細目の検討等

<発電用原子炉施設に対する安全規制体系の整理>

- 発電用原子炉に対する原子力安全規制の原子炉等規制法への一元化
 - ・法改正による原子力安全規制の原子炉等規制法への一元化に伴う諸処の事項の整備等

等